

免責事由の追加に関する追加条項（日本全身美容協会用）

第1条（保険金を支払わない場合の読み替え）

この追加条項が付帯された保険契約については、施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から⑧および生産物特約条項第2条（保険金を支払わない場合）①から③に掲げる賠償責任のほか、次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を使用する機器の使用に起因する賠償責任
- ② サロン退出後48時間を経過した後に発見された傷病に起因する賠償責任

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項ならびに生産物特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。